

関東学院大学学内奨学金（学部生対象）

2026年4月1日現在

学内奨学金	応募対象、条件など概要	貸与または給付金額	問合せ先
関東学院大学給費生制度（給付）	給費生選抜試験合格者において成績上位者かつ入学後学業成績が優秀である者（2年次以降の継続は、学年ごとに学業成績等の審査あり）。修学支援制度入学金・授業料減免との併用不可。但し日本学生支援機構給付奨学金との併用は可。	入学初年度に入学金と初年度年間授業料を全額免除。2年次以降は継続審査あり。	入学課
関東学院大学スカラシップ制度（給付）	一般選抜（前期日程：3科目（均等配点）型）合格者のうち成績上位者 100 名、大学入学共通テスト利用選抜（後期日程5科目スカラシップ型）の合格者全員（入学時に選抜）	入学初年度に入学金と初年度年間授業料を全額免除。2年次以降は継続審査あり。	入学課
関東学院大学特待生制度（給付）	3・4年次に在学する大学入学後の成績が極めて優れた者（各年度 70 名以内）	年間授業料相当額（ただし、授業料減免措置を受けている者は減免後の授業料相当額）	学生生活課
関東学院大学給付奨学金（給付）	学部 2 年次生以上のうち、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により修学困難な者で、日本学生支援機構奨学金受給者。 ただし、外国人留学生、特待生、各スカラシップ生、日本学生支援機構給付奨学金継続受給者のうち支援区分が「多子世帯」に属する者は除く。	年間 20 万円	学生生活課
関東学院大学兄弟姉妹給付奨学金（給付）	本学の学部新生で、兄弟姉妹が本学の学部または大学院に在籍している者（入学時のみ）。 ただし、日本学生支援機構給付奨学金受給者、申請者のうち、支援区分が「第Ⅰ区分」、「第Ⅰ区分（多子世帯）～多子世帯」に属する者は除く。	入学金相当額 日本学生支援機構給付奨学金受給者、申請者のうち支援区分が「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」「第Ⅳ区分（理工農系支援）」に属する者については、減免額との差額を給付。	学生生活課

関東学院大学学内奨学金（学部生対象）

学内奨学金	応募対象、条件など概要	貸与または給付金額	問合せ先
関東学院大学冠奨学金(給付)	以下の①～④で寄付者の申し出内容の条件にあった者 (ただし、学内給付奨学金受給者、特待生及び各スカラシップ生、修業年限を超えて在籍する者、申請時に原級止又は休学中の者を除く) ①経済困窮者 ②学業成績優秀者 ③正課外活動で活躍した者 ④横浜型地域貢献企業により推薦された者	年間 10 万円	学生生活課
	⑤成長支援型奨学金 正課又は正課外活動における、個人又は団体による自主的は活動の取組みを支援するために給付される奨学金 ⑥海外インターンシップに参加した者	年間 5～20 万円	
斉藤小四郎奨学金(給付)	所属学部長の推薦するキリスト教に理解のある 3・4 年次生	採用実施年度により異なる	学生生活課
関東学院大学学費教育ローン利息 補給奨学金(給付)	教育ローン利用者のうち人物・学業・経済状況を総合的に審査	教育ローン利用者に年間利息分相当額を給付(上限あり)	学生生活課
関東学院大学兵藤奨学金(給付)	国際文化学部・社会学部生で学芸奨励、キャリア支援の二項目について、項目ごとの審査要件を満たす者	対象年度の支給可能額に基づき決定	学部庶務課
「関東学院大学女子短期大学記念」 奨学金(給付)	人間共生学部・栄養学部・教育学部生で以下の条件に合う者 第 1 種: 家計支持者の失職・死亡・災害等による家計の急変で修学困難な者 第 2 種: 外国人留学生で学業において優れた努力が認められた者(2 年次生以上) 第 3 種: 学業において優れた努力が認められた者(2・3 年次生)	第 1 種: 学費相当額の全額または半額 (ただし、授業料減免措置を受けている者は減免後の授業料相当額) 第 2 種: 授業料相当額の全額または半額(ただし、授業料減免措置を受けている者は減免後の授業料相当額) 第 3 種: 100,000 円	学部庶務課

関東学院大学学内奨学金（学部生対象）

学内奨学金	応募対象、条件など概要	貸与または給付金額	問合せ先
関東学院大学国際交流奨学金(給付)	以下に該当し、学業・人物ともに優秀な学生 交換留学生語学派遣留学生	留学期間中	国際センター
関東学院大学外国留学に伴う授業料 免除(給付)	以下に該当し、学業・人物ともに優秀な学生 語学派遣留学生(成績基準あり)	留学期間に該当する学期の本 学授業料 (ただし、交換留学生在派遣留 学生に切り替えて延長した留学 期間は、本学の授業料が派遣 先大学の授業料を上回る場合、 当該派遣留学先授業料相当分 を免除額とする)	国際センター
関東学院大学材料・表面工学研究所 奨学金	理工学部の材料・表面工学分野を希望する学生を 対象	採用年度の授業料相当額の半 額又は月額3万円	研究推進課